令和８年第３回南幌町議会定例会

一般質問（質問者５名）

（令和８年９月７日）

①「持続可能かつ安定的な財政運営について」

家塚議員

それでは、町長に１件の一般質問を行います。

持続可能かつ安定的な財政運営について、南幌町は現在、第６期南幌町総合計画後期基本計画（２０２２～２０２６）に基づき、「育てる喜び、育む幸せ」をキャッチフレーズに、将来にわたり子どもたちと笑顔で暮らせるまちづくりを目指し、様々な事業を展開をしています。この総合計画は、人口減少・高齢化・地域経済の変化を踏まえ、今後１０年間のまちづくりの方向性を示す重要な将来像であり、本年度は第７期総合計画の策定に向けて取り組んでいると承知をしています。

総合計画に掲げられる各施策を着実に進めるためには、持続可能な行財政運営が必要不可欠であると考えます。第６期総合計画策定時に、町民の皆さんからは、目標はすばらしいが、財政的に本当に実現できるのか。公共施設の老朽化や扶助費の増加など、どう対応するのかといった不安の声もありました。

南幌町の人口は、平成１０年１０月に１万人を超え、徐々に人口減少が進み、令和３年には７，３００人台まで減少しましたが、その後、北海道並びに北海道住宅供給公社と連携を図り、子育て支援政策を町の重点目標に掲げてきた結果、再び人口増加に転じてきたところであります。しかしながら、このまま人口の増加傾向を維持していくことは困難であり、高齢化も進む中で町民の暮らしを守りながらまちづくりを進めることは、これまで以上に難しくなってくるものと思っています。

そこで、南幌町がこれからも住み続けたい町であり続けるためには、厳しい財政状況を直視しつつ、将来を見据えた行財政運営が不可欠です。

現在策定中の第７期総合計画における各施策を実現するため、持続可能かつ安定的な財政運営について、町長の考えを伺います。

大崎町長

持続可能かつ安定的な財政運営についての御質問にお答えします。

現在、第７期南幌町総合計画の策定を進めており、将来的な人口減少や少子高齢

化の進行、公共施設の老朽化対策、社会保障関係経費の増加など、行財政運営を取り巻く環境は一層厳しくなることは十分認識しています。

総合計画における施策を着実に推進するためには、限られた財源を効果的・効率的に活用し、健全な財政基盤を維持することが必要と考えます。

そのためには、中期財政計画の策定など、中長期的な視点から将来的な財政リスクを把握するとともに、住民ニーズや時代の変化に応じた事業の見直しを徹底し、適正な財政健全化指標を維持していく必要があると考えます。

具体的には、確実な税収確保と国などの補助金等を活用した一般財源の実質的負担軽減による歳入確保、公共施設等の総合管理、デジタル活用による人件費・委託料の削減、指定管理者制度など、民間活力の活用によるコスト削減や行政サービスの向上など、歳出の効率化・最適化を進めるとともに、第４次南幌町行財政改革実行計画を策定してまいります。

さらには、財政調整基金残高の適正な管理運用と地方債の適切な発行規模の維持などに取り組むとともに、現在の財政状況や将来予測を住民に対し分かりやすく公表するなど、情報の透明性を図り、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

家塚議員（再答弁）

それでは、町長の答弁を踏まえて、安定的な財政運営について、さらに的を絞って再質問を行います。

地方公共団体における財政状況の健全化に関する法律に基づき、毎年９月定例会において４つの財政指標が報告されています。令和７年度決算における本町の指標は、後ほど報告されることから、ここでは令和６年度決算での指標でお話をいたします。まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも発生をしておりません。

次に、実質公債比率は１２．４％と、前年度より０．７ポイント増加をしております。過去１０年間の推移を見ても、平成２７年度の１４％から令和３年度には１０．２％まで減少し、その後は微増傾向が続いています。

この背景には、令和３年度以降、長幌第２浄水場改築事業、子ども室内遊戯場整備、南幌温泉改修、準工業用地整備などの事業実施に伴い、令和８年度当初予算の公債費が７億５，５００万円と大きく増加をしていることが要因として挙げられます。また、将来負担比率では、１２８．３％と、前年度より１７．１ポイント増加をしていますが、過去１０年前の平成２７年度では６７．６％と、約１．９倍に増加をしており、依然として高い水準にあります。

本町が今年２月に策定した中期財政推計では、公債費のピークは、令和１０年度

の９億２，１００万。町債残高のピークは、令和８年度末で８３億４，６００万円と見込まれています。その後は、償還の進行により減少傾向となる推計ですが、推計どおりに推移したとしても、数年間は厳しい財政運営をすることは避けられないと思っております。また、これらの中期財政推計における財政調整基金残高では、推計の最終年度、令和１１年度残高が５億１００万と見込まれており、令和８年度残高から見ると、４億５，６００万ほど減少する推計となっております。この財政調整基金は、予算編成時に、歳入と歳出の差額の不足分を埋めるための財源であると認識をしております。

このことから、令和１２年度以降もこのまま減少する状態が続くと、基金が枯渇し、災害や不測の事態が発生した場合の対応ができなくなるなど、町民サービスに支障を来すおそれが出てくるものと考えております。

そこで、特に歳入歳出面で、先ほど町長から具体的な答弁がありましたが、やはり、総合計画を基本とした計画的な行政運営と財政規律の徹底が不可欠だと思っておりますし、さらには、事業を計画する場合の優先順位や将来を見据えた、歳出構造の見直しが必要ではないかと思っております。再度、町長のお考えを伺います。

あわせて、本町の財政規模における財政調整基金残高の規模は、どの程度が適正と考えているか伺います。

大崎町長（再答弁）

家塚議員の再質問にお答えをいたします。

まず、実質公債費比率でございますけども、地方債の返済負担が、その団体の財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標でありまして、直近３年間の平均値を示すものでございます。なお、健全化判断比率は２５％でございます。議員言われたとおり、令和６年の決算では１２．４％、これから報告されます令和７年決算では１２．２％でございます。なお、単年度の決算値では、令和５年が１２．８％、６年が１２．２％、７年が１１．７％で、僅かではありますが、減少傾向にある状況でございます。

次に、将来負担比率でございますけども、将来負担すべき債務が標準財政規模に対してどの程度の割合であるかを示す指標であります。なお、健全化の判断基準は３５０％でございます。令和６年決算は１２８．３％、令和７年決算は１２４．５％でございます。本町の比率は、健全化法では問題はございませんが、道内自治体を比較した場合、議員が言われますとおり非常に高い比率となっております。要因としましては、本町が事業を行う上で、交付税措置率の高い過疎対策事業債の活用ができないために、将来負担比率に影響が出ているものでございます。なお、財政力

指数としましては、Ｒ６年では０．２８％で、道内では５６番目に位置しております。

中期財政推計でございますけども、令和１１年までの財政推計では、歳出においては、大型事業が終了したことから、令和９年度以降は投資的経費が減少するように見込んでおります。

公債費につきましては、令和１０年度が償還のピークとなり、その後は第三セクター改革推進債の償還終了により減少に転じます。

歳入においては、人口増による町税、地方交付税の増加を見込んでおり、この傾向は当分続くものと推測をしております。

町債残高については、令和８年度の議員言われるとおり８３億４，６００万円がピークで、その後は減少します。

財政調整基金残高は、推計最終年の令和１１年度末で５億１００万円と推計してございます。

財政規律の徹底につきましては、町税の徴収強化やふるさと納税による自主財源確保、並びに既存事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底してまいります。また、将来世代の負担を考慮し、計画的な地方債の活用を図ってまいります。

そして、事業の優先づけや将来を見据えた歳出構造の見直しについてでございますけども、全ての事業におきまして、何を続け、何を見直すかの基準を明確にし、優先づけを行う必要があると考えております。そのためには、事業の必要性、有効性、成果、民間活力の代替可能性の検証や前年度踏襲を排除した事業の見直しにより、捻出した財源を新たな施策や将来の積立金にシフトさせるなど、歳出構造の見直しを図る必要があると考えてございます。

また、行財政改革につきましては、現在、令和５年度から８年度までの第３次行財政改革実行計画を推進しておりますが、本年度、第４次実行計画を策定する予定でございます。

そして、本町の財政規模におけます財政調整基金残高の規模でございますけども、財政調整基金は、財源不足に対応するための預金としての性格を有しており、一般的には、標準財政規模の１０％程度が適当と言われており、本町にそれを当てはめますと、約３億８，０００万程度でございます。なお、令和７年度末の基金残高は、１０億４，５００万円でございます。また、中期財政推計では、最終年度の令和１１年度末の基金残高は５億１００万円と推計しております。本町の目標としましては、安全圏を見て、標準財政規模の３０％、令和１１年度ベースに置きはめますと、１１億から１２億程度が目標となる規模であると考えてございます。

最後に町の財政運営でございますけども、これまでも各事業の実施にあたりまし

ては、国の補助制度を最大限活用し、地方債借入を行う場合は、できる限り交付税措置率の高い有利な制度を選択し、一般財源の持ち出しや将来負担を最小限に抑える財政運営を行ってきております。

今後におきましても、各種施策の推進に向けまして、将来負担比率を含む健全化判断比率の改善や起債残高の縮減、事業の見直しを行いながら、持続かつ安定的な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

家塚議員

それでは、ただいま町長のほうから答弁をいただきましたので、理解をいたしましたので、改めての答弁は必要ありませんが、今後、安定的な財政基盤の確立のため、経営資源配分の最適化や財政規律の確保に取り組み、中長期的な展望に立った持続可能な財政運営に期待し、質問を終わります。

①「町内における道路インフラの整備について」

星議員

それでは、一般質問させていただきます。

町内における道路インフラの整備について、本町では、日々利用する生活道路の老朽化が目立つようになっており、ひび割れや、雪が解けた後に穴が大きく空いている道路、また、団地内においては、歩道の沈下や舗装の劣化が見られます。生活道路の老朽化は生活の利便性だけではなく、車の走行、子どもや高齢者の歩行時における安全性にも影響があると考えます。

今後は、老朽化してくる町道が増加していくことを踏まえると、町道を計画的に整備していくことは日常の利便性や安全性の向上、さらには、防災の観点からも安全安心なまちづくりにつながる重要な取組だと考えますが、現在の町道長寿命化改修事業においては、橋梁の点検、改修が主になっており、舗装道路の整備は計画的に位置づけられていません。

また、国においても、道路や橋梁に関する地方財政措置が延長されていることを踏まえると、今後も有利な財源を積極的に活用し、町道の整備を計画的に進める必要があると考えます。

第７期総合計画において、町道長寿命化改修事業に舗装道路の重点的な維持、改修を位置づけ、これまでの道路整備を加速化させるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

大崎町長

町内における道路インフラの整備についての御質問にお答えします。

道路は、町民の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要なインフラであると認識しています。

町では、日常の道路パトロールや町民の皆様から寄せられる情報などをもとに道路状況を把握した上で、毎年度必要予算を計上し、安全な道路環境の確保に取り組んでいます。

本町のアスファルト舗装は、ほぼ全路線で耐用年数を経過しており、今後はこれまでのように損傷が生じた箇所を個別に補修するだけではなく、道路の利用状況や劣化の程度などを総合的に勘案し、優先順位を定めながら維持・改修していくことが重要であると考えています。

このため、第７期総合計画における町道長寿命化改修事業において、舗装道路の維持・改修を位置づけ、限られた財源の中で計画的に実施してまいります。

星議員（再質問）

町長の答弁をいただきまして、舗装道路の維持改修について、限られた財源の中で計画に進めていくという前向きな御答弁をいただいたと考えております。

これまでも本町においては、道路の修繕に努めていただいているところでありますが、直近の町道の道路補修事業費を見ますと、令和６年度は約２，０００万、令和７年度は約３，５００万円と、道路整備に係る費用は増加しています。これは、ひび割れや道路の穴など、道路の劣化や損傷が進み、対応が高まっているということが要因の一つではないかと私は考えています。また、町民のほうからも道路を直してほしいという声を聞くことがあります。

老朽化した道路を短い期間で直していくことは厳しいことではあると思いますが、改修を進めないでいると道路の劣化はますます進んでいきますので、突発的な支出や何か事故が発生するなど、その都度、応急的な修繕に追われる形になり、予算の管理や財政の見通しを立てることが難しくなってくるのではないかと思っていますし、本町の道路は、ほぼ全路線で耐用年数を経過しているということでありますので、道路のインフラ整備は今後も継続して取り組む必要があると思っております。

国のほうでは、現在、緊急自然災害防止対策事業費の適用期間が令和８年度から５年間、令和１２年度まで延長されています。財源も、先ほど同僚議員の質問の際も、限られた財源の中でいろいろ事業を進めていかなければならないというお話をされておりまして、それは私も十分理解はしております。この緊急自然災害防止対策事業費なんですけれども、こちらは、地方財政措置が地方債充当率１００％、交付税措置が７０％となっておりますので、こうしたやはり有利な財源を活用しながら進めていくということが、本町においても大事なことではないかと私は考えております。

先ほど町長の答弁でもありました道路状況を総合的に勘案し、優先順位を定めながら維持・改修していくことが重要だということを述べられております。そのために、やはり先ほども言いました今後も有利な財源を活用しながら、計画的かつ重点的に進めていただきたいと私は考えています。

また、もう１点、道路と同様に老朽化が進んでおります団地の歩道についてなんですけれども、再質問させていただきます。

車道の維持・改修はもちろん重要なんですが、団地内の道路では、歩道も舗装の劣化が目立ち始めています。道路と同様、歩道の修繕も努めていただいてはおりますが、特に災害時の避難を考えた場合、歩道の沈下や歩道が波が打っていたりすれ

ば、避難を急ぐ高齢者の方や、つえや車椅子を使用する方などが避難所まで行く場合、事故や転倒につながることも考えられます。また、災害時のみならず、日常生活においても、つえを使用して歩く方や高齢者の方にとっては、歩道の老朽化は、事故やけがなどにつながる危険も高くなると考えています。行政区の中では、高齢者の割合が高くなってきている地域もあることから、歩行者にとって安全な環境を整備することも、これからのまちづくりにおいて重要だと考えております。

団地の歩道についても、老朽化の状況を点検し、安全性や利用状況、さらには災害時に避難所や幹線道路へつながる重要性などといった優先順位を定めながら計画的に整備を進めていく考えはあるか、町長の考えをお聞かせください。

大崎町長（再答弁）

星議員の再質問にお答えをいたします。

まずは、町道の現状でございますけども、町道の総延長は２６７キロで、うち舗装済延長は１７２キロ、舗装率は６４．３％でございます。また、路線数は２１８路線持ってございます。

現在、舗装道路の維持・補修は、南幌町舗装個別施設計画に基づき実施しておりまして、毎年度の工事費は４，０００万から６，０００万円程度で推移をしております。舗装道路の維持・補修につきましては、路線の路面全体を改修する工事、いわゆるオーバーレイと路面を部分的に補修する工事、そして路面の穴、いわゆるポットホールに補修材を埋める応急的な修繕、この３つの方法で実施をしております。特に近年は温暖化の影響によりまして、冬期間でも路面上の雪や氷が解ける日が多く、凍結を繰り返すことで舗装面が破損して、路面上に穴が増える現象が多く散見されております。

次に、近年における町道補修の実施状況でございますけども、昨年、令和７年度は、温泉通りの舗装改修、オーバーレイを延長１，６１５メートル、事業費３，５００万円で実施をしてございます。本年度は、きらら街道の舗装改修、オーバーレイ、延長６７４メートル、事業費４，１００万円で既に実施を済んでございます。いずれも議員が言われます緊急自然災害防止対策事業債を活用してございます。

毎年度の事業実績は、オーバーレイが３，０００万から４，０００万円で年間１路線、部分的補修や応急的修繕が１，０００万から２，０００万円規模で推移をしている状況にございます。

そして、重点的位置づけ及び道路整備の加速化についてでございますけども、現在の道路補修は道路点検を行い、損傷の度合いと交通量などを勘案し実施しており、現在は、きらら街道と南８線の路線を複数年かけ重点的に行う予定でおります。

また近年は、アスファルト資材の価格が著しく高騰している現象にもございます。今後は年次計画を策定し実施したいと考えますが、財政的には年間何路線も行えるものではないことは御理解をいただきたいと思います。まずは必要箇所の洗い出しを行い、優先づけをしてまいりたいと考えてございます。また、議員言われるとおり国の有利な財源であります緊急自然災害防止対策事業債、Ｒ１２年まで延長されましたので、その間に事業を加速化することも検討する必要があるのではないかと考えてございます。

次に、歩道についてでございますけども、町道歩道の総延長は１０２キロで、うち団地内の幹線歩道が１８キロでございます。市街地の団地内歩道は、昭和４０年代から整備されており、既に５０年以上経過し老朽化している箇所も多くございます。常態的には沈下している箇所や縁石ごと不陸になり波を打っている箇所などが散見されます。

近年の実績につきましては、歩行頻度や交通量を勘案し、事業費の大小はございますが、おおむね毎年度５００万円から７００万円程度で維持・補修を実施してございます。

今後におきましては、歩行者の安全確保のため歩道の維持・補修は適時行う必要があると考えます。車道と同様に、必要箇所のリスト化を行い、また有利な財源を確保しながら、時間は要しますが、計画的な実施に努めてまいりたいと考えております。

星議員

道路も歩道もですね、町民にとっては日常生活に直結する重要な生活基盤であります。本町では、道路も歩道も老朽化した箇所が多く、修繕の要望も多いと思うんですけれども、先ほど町長の答弁でもありましたように短期間で老朽化した全ての路線を直すということは、確かに厳しいということは私も理解いたしました。計画的に、今後は進めていかれるということで、町民の皆様の御理解もいただく必要があると思っておりますが、今後の道路整備においては、総合的に勘案し、道路も歩道も進めていかれるということを確認いたしましたので、再々質問はありません。これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

①「命をつなぐ防災対策の実現を」

西股議員

私のほうからは、命をつなぐ防災対策の実現をということで、町長にお伺いいたします。

災害では、建物の倒壊などにより命を落とす直接死だけではなく、被災後の避難生活でのストレスや感染症、脱水、持病の悪化などの間接的な原因による災害関連死が大きな課題となっています。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震での死者は、建物の倒壊などによる直接死を上回る災害関連死が認定されました。避難所の生活環境や在宅避難者への支援、医療・福祉支援の充実が、災害関連死を減らす鍵であることが明らかになり、国においても避難所生活環境の取組指針や災害関連死の事例を公表し、自治体による対策を促している状況です。

南幌町では、地域防災計画、災害備蓄品整備計画や強靱化地域計画を策定し、防災・減災の取組を進めていますが、災害関連死を防ぐという点においては、今後改善すべき取組があるのではと考え、次の３点について町長の考えを伺います。

１点目、本町では、災害関連死をどのような課題として認識しているのか。

２点目、避難所では、高齢者や障がい者など要配慮者への支援が重要と思うが、健康管理、医療・福祉との連携などについて、どのような体制を想定しているのか。

３点目、在宅避難者は、行政でも把握が難しいと思うが、在宅避難者の把握、食料・水・医療品、健康相談などの支援体制をどのように考えているのか。よろしくお願いします。

大崎町長

命をつなぐ防災対策の実現をについての御質問にお答えします。

１点目の御質問については、令和６年能登半島地震では、長期化する避難生活の中で、生活環境の悪化や心身のストレス、持病の悪化などを要因とする災害関連死が大きな問題となり、災害発生時において助かった命を守るという観点から、極めて重要な課題であると認識しています。

２点目の御質問については、要配慮者の支援として、避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者やその家族が安心して過ごせる専用スペースの配置によりプライバシーや動線を確保するとともに、避難所到着時の健康状態などを迅速に判断し、避難所での生活が困難な場合は福祉避難所での受入れを行います。

避難所における健康管理や服薬支援、精神的ケアにつきましては、保健師を含む

救護班の町職員を派遣し対応しますが、福祉避難所の開設や避難期間が長期化した場合は、町職員だけでは対応が困難となるものと考えます。

３点目につきましては、在宅避難者については、存在や安否などの状況を捉えることが重要であり、全ての把握は難しいですが、自主防災組織や町内会などによる見守りと防災無線やマゴコロボタンなどの活用により、安否情報などの収集を行います。

また、在宅避難者への支援については、物資等の配給や健康・生活の巡回相談など、避難が長期化した場合には職員による対応が困難となるため、どのように支援を行き渡らせるかが課題になると考えます。

いずれにしましても、災害時における避難者と在宅避難者の支援体制については、町職員だけでの対応は困難であることから、町内福祉施設や医療機関などと情報共有し連携を密にするとともに、災害時に活動するボランティア団体など外部機関との連携による人的支援により、物資配給や健康管理、服薬支援など専門的ケアの支援体制について、引き続き検討してまいります。

西股議員（再質問）

再質問させていただきます。

災害の関係につきましては、命を守る避難だけでなく、避難後も健康に生活できる環境づくり、これが大切だということで、避難所のウェルビーイングを含めて考えていくことが必要なのではないかなというふうに言われております。災害関連死は災害そのものでなく、その後の避難生活等で発生するものでございますので、防ぐことができる命なんだというふうに思っております。高齢化が進む南幌町だからこそ、そういうものをやはりもう少し防災の政策の柱として推進すべきところを取り組んで行っていただきたいなと思います。

平成２８年４月の内閣府が示しております避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン、これチェックリストというのが出ておりまして、令和６年１２月に改定されたものがあります。その中で見ていくと、今避難所というのは、国際的な指針、国際的な基準というものに合わせたものをどんどん取り入れたほうがいいのではないのかなということで出ております。その中では、スフィアプロジェクトという中では、今後の我が国の避難所の質の向上を考えるとき、指標となる国際基準というのはこの中に示されているということなんです。ですから、こういうところも踏まえながら、新たにやはり町として考えていっていただきたいんですが、その中で再質問させていただくんですが、避難所の生活環境を国際基準に近づけるため、町独自の整備目標、これを設ける考えはあるのか。

それと、災害関連死ゼロを目標として、保健・医療・福祉が一体となった訓練を実施する考えというのはあるのか。

それと、社会福祉協議会等の情報共有の体制は平時から構築できているのかという、この３点についてちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

大崎町長（再答弁）

西股議員の再質問にお答えをいたします。

まず、１点目の避難所のウェルビーイングといいますか、生活改善でございますけども、避難所の長期化に備えまして、一般社団法人避難所避難生活学会では、命を守るＴＫＢ４８というものを提唱しております。Ｔは清潔で安全なトイレ、Ｋは適温でおいしい食事を提供するキッチン、Ｂは熟睡できるベッドを意味しておりまして、本町におきましても災害備蓄品の計画に基づきまして、これらの計画的導入を図るとしておりまして、避難所運営の環境向上に向けまして、国の指針や参考事例をもとに検討を進めていきたいというように考えてございます。

防災訓練の関係につきましては、今隔年ごとに防災訓練を実施しておりますが、今後におきましては、もう少し踏み込んだ避難所の運営マニュアル、または、災害支援のボランティアのマニュアルなんかもございますので、それが形骸化しないような形で、そのような訓練を少し入れた中で、実効性を上げる訓練をしていきたいというように考えてございます。

社会福祉協議会と保健福祉課との連携、当然連携はしてございます。災害時には、あいくるが福祉避難所、現在、町では３９名の町民をリスト化してございますが、その福祉避難所に位置づけられております。その運営についても、マニュアルに基づいて実施をすることで確認をしておりますし、社会福祉協議会とは先ほど申し上げました災害の応援のマニュアルに基づきまして、実行性を上げる訓練をこれから実施してまいりたいというように考えてございます。

西股議員（再々質問）

今お答えしていただいたんですけれども、避難所の関係につきましては、特に厳冬期、冬寒い時にですね、やるということは、夏場の避難と違って冬というのはかなりやはり何というんですか、寒いだとかいろいろですね、夏とは考えられないくらいのやはり違いがあるんだと。特にシート１枚の上に布団敷いて寝ても温度が下がると言われております。ですから、全員にベッドが当たるというふうにはならないと思いますので、そういうときにどういうふうにするのかという部分では、やはりそれを体験するというのも必要なのではないかなと思うんです。ですから、冬は

どういうふうになるのかということもですね、十分やはり避難所の訓練の中にはやはり考えてやっていただければなというふうに思います。特に南幌町につきましては、高齢化率がだんだん増えてきております。それとあわせて雪の関係や冬季の災害に備えも重要な地域ですので、避難所の環境の改善、個別避難計画の実効性向上や先ほど言ったような保健・医療・福祉との連携強化、それと最終的にやはり地域の住民、これらの協力を得ながらですね、災害関連死ゼロを目指した防災体制というものに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

特にいろいろな情報というのが新たにどんどん出てきております。災害備品についても新しいものというのはどんどん出てきております。そういうものにもアンテナを張ってですね、どんどん取り入れられるものはどんどん取り入れていっていただきたいなというふうに思います。そういうようなことでですね、私のほうは、お願いばかりでございますけれども、そういうところでちょっと意見を言わせていただきます。これに対して、町長何かあればお伺いいたします。

大崎町長（再々答弁）

それでは、再々質問にお答えをいたします。

避難所の冬の対策、非常に重要でございます。前回、議員さんにも御協力をいただきまして、冬季に改善センターでその訓練を実施させていただきました。当日はテントを設置することですとか、段ボールベッドを設置するということで実施をしてございます。これがまたさらに効果が上がるように、また冬の防災対策も防災訓練も検討していく必要があると考えてございます。

それと避難所の改善でございますけども、議員言われるとおり、今様々な備蓄品がまた出回っておると言いますか、開発されております。それら災害備蓄品との現在の計画との出し入れも含めまして、これから実際に災害時に稼働される、使われる備蓄品をより計画的に取り入れたいというふうに考えてございます。

また、地域との協力、当然必要でございます。これにはやはり、ふだんからの啓蒙が大事だと考えてございます。町広報、またはＬＩＮＥなんかも含めて、また、現在、国内各地で大雨被害が発生しております。これらも踏まえまして、町民の啓発を進めてまいりたいと思いますけども、過去の災害の教訓を踏まえまして、運営マニュアル、または備蓄品、これらも必要な都度見直しを行い、実効性のあるものにしてまいりたいと思います。そして、災害発生時に、助かった命が避難生活の中で失うことがないよう、より防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

①「小中学校体育館への空調設備の設置について」

熊木議員

小中学校体育館への空調設備の設置について、教育長に伺います。本町の小中学校の校舎では、児童生徒が学ぶ教室等へのエアコンが設置されており、近年の気温上昇に伴う熱中症対策として、道内他市町村と比較しても早くに快適な学習環境が整備されています。

しかし、小中学校の体育館には冷房機能を備えた空調設備が設置されておらず、日常的に学校行事や部活動などで使用されている体育館は、安心して様々な活動ができるよう熱中症対策の観点から環境整備を図る必要があると思います。

また、７月２８日に発生した熊本地震においては、避難所での被災者の避難生活は猛暑で苛酷なものとなり、避難所となっている体育館の環境整備が問題になっております。災害はいつ、どのような形で襲ってくるか予断を許しません。本町では、小中学校が災害発生時の避難所として指定されており、学校体育館においても避難所機能を向上させるために空調設備の設置が必要と考えます。

猛暑による熱中症などを防ぎ児童生徒の安全を確保するため、第７期総合計画の策定における小中学校体育館への空調設備の設置の検討について、教育長の考えを伺います。

西田教育長

小中学校体育館への空調設備の設置についての御質問にお答えします。

現在、小中学校では、暑さ指数等を踏まえ、熱中症の危険性が高い場合は、体育授業や部活動等について活動を制限したり、活動内容を変更するなど、児童生徒の安全確保を最優先に対応していますが、熱中症対策や教育活動が制限される状況の改善の観点から、体育館への空調設備の設置については、重要な課題であると認識しています。

本年度、災害時の避難所である農村環境改善センター多目的ホールに空調設備を設置しました。

小中学校体育館の空調設備については、教育環境の改善と避難所機能の向上対策として、近年中の設置に向け、現在、町長部局と協議を進めているところです。

熊木議員（再質問）

再質問させていただきます。

今年は例年に比べて、今のところ猛暑になった日は少ないと思います。児童生徒

が安心して学べる環境を早急に整備するということは大変重要だと考えているので、ただいまの答弁で、近年中の設置に向け協議を進めるとありました。

１点伺いたいんですけれども、今、これから協議をするというところなんですが、おおよその設置時期とか年度とか、その辺はいつぐらいになるのか伺いたいと思います。

それから、文部科学省の指針が示された令和７年６月以降、全国でどの程度整備されたかまだ分かりませんけれども、全国平均で７年５月の時点では、全国平均で２２．７％、北海道では３．７％という低い数字にとどまっています。

先日、学校祭を見学いたしました。そのときに、子どもたちは、生徒会で考えたテーマに沿って、各学年の発表や絵画等の展示がありました。合唱コンクールでの各クラスの歌声も大変心穏やかにしてくれて嬉しく思いました。昨年も行ったんですけれども、昨年はすごく暑くて、大型の扇風機というんですか、あれが４台あって、途中で入り口を全部開放するというような形で工夫されて行われていたように思います。小中学校で今交流という形で６年生が会場に来て、一緒に合唱を一曲歌うというような授業もありました。昨年は普通のところに座って、６年生の子どもたちは中学生の合唱を聞いていたと思うんですけれども、今年はやはり工夫がみられて、図工室の木製のちょっと背の高い椅子を、きっと中学生が運んできて体育館に設置したと思うんですよね。子どもたちが少し高いところからステージを見えるような形という工夫もされていて、小中学校で今、交流しているということにも、すごく温かいものを感じました。

今、再質問の中で時期のことを言いましたけれども、やはり体育館は日常的に使う場所として、やはりいろいろな意味で安全安心の授業とかが受けられるようにということが、本当に喫緊の課題だと思っています。

その辺で今、特段工夫されていることとか、それも含めて２点伺いたいと思います。

西田教育長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えいたします。

まず、避難所における体育館のエアコン、クーラー、空調施設の設置状況なんですけれども、令和８年５月１日、文部科学省のほうで発表されておりますが、その中で特に空知の現状ですけれども、避難所というふうに指定をされていた小中学校の体育館の設置状況については、現在８．４％の設置状況というふうになっております。

安全安心の工夫というのは非常に大切で、本町でも、各学校に先ほども説明いた

しましたけれども、暑さ指数、こちらを含めて、熱中症の危険性が高い場合には、教育活動それから部活等について、いろいろと制限するようにということで話をしているというような状況でございます。なお、熱中症対策における活動制限の実態につきましては、令和７年度、道内で３５度以上が１２日間あったということになっておりますけども、そのうち一度だけ運動を原則中止とする暑さ指数３１度を超えたことから、中学校で体育授業を保健の授業に振り替えたという実績があります。なお、令和８年度につきましては、体育授業や部活動を制限したという実績はございません。

それから、おおよその設置状況と年度ということで御質問がございましたが、先日、令和８年９月１日でしたか、政府のほうから避難所となる公立小中学校における体育館の冷房設備の設置目標というのがありまして、これが令和１７年度末から１３年度末へと前倒しをするというような報道発表も出ております。まだ政府もこのように動いているところがございますので、現在、既に町長部局と協議を進めているんですけれども、こういう政府の動向も踏まえながら、引き続き、町長部局と協議を進めてまいりたいと考えております。

熊木議員（再々質問）

今、町長部局と協議を進めているということで、あと国の動向も見ながらということで、まだ時期は定まっていないということですけれども、早期に実現できるようにしてほしいとは思います。

それで、今後設置にあたって取り組む時に、避難所機能と児童生徒の安全性を同時に考えていくという必要があると思います。例えば、ライフラインが止まった場合でも、空調や照明が使えることなどが重視されていると思いますけれども、今後の協議の中にそれを検討するということが必要と思うんですけども、その辺で１点考えを伺います。

それから、以前、総務委員会のほうで各教室のエアコンは先ほど質問の中で言いましたけれども、ほかの市町村に比べて、南幌は早い時期にエアコンがついたということで、良い環境の中で学習できているということは本当に評価すべきことだと思います。そういう中にあって、教室の場所によって、その教室の中で座る場所によって冷房が届くところと全く届かなくて、すごい暑い思いをしているということをお聞きして、それをちょっと委員会で調査して、学校に出向いてお話を伺ったことがあります。その時は、席の入れ替えとかいろいろ、廊下側と窓側と、そういうのも替えたりとかということで工夫しているということをお話しされていました。今年はちょっと昨年、その前と比べて比較的涼しいというか、猛暑ということがな

いと思うんですけれども、児童生徒の安全確保という観点から、今現在はそのようなことはどういうふうに取り組まれているのか伺いたいと思います。気候変動は、私たちの暮らす地球上に大きな変化をもたらしています。今後、ますます児童生徒が安心して学べる環境をつくるために、私たち大人も努力していかなければならないことかなと思っています。

以上、その２点質問いたします。

西田教育長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えします。

まず、１点目なんですけれども、インフラが止まった時の場合ということでありましたけれども、児童生徒、教育に関わる部分での工夫だとか設置については教育委員会のほうで考えていきたいと思いますが、あくまでも教育の部分ということ限らせていただきたいと思います。

２点目、空調の場所によっての部分だとか、そういうところでございますけれども、議員が言われましたように場所の変更だとか席替えだとか、そういうことは学校のほうでも行っているところですので、そちらのほうの工夫、それから衣服の脱ぎ着、そういうことで工夫して乗り越えて行ければというふうに考えております。

①「アピアランスケア用品購入費用の助成について」

佐藤議員

アピアランスケア用品購入費用の助成について、アピアランスケアとは、がん治療の化学療法による脱毛や爪の割れ、手術痕や身体の部分的な欠損、放射線皮膚炎など、見た目の変化が起こることに対して、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことを言います。

国においては、がん治療による外見の変化に悩む方を支えるため、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指すとして、がんとの共生分野でアピアランスケアが明確に位置づけられています。

北海道内でも、令和８年度で２１市町村がアピアランスケア助成事業として、がん患者さんの心理的及び経済的負担を軽減し、就労継続などの社会参加の支援や療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグや胸部補整具の購入費用の一部を助成しており、特に近年、実施市町村は増加傾向となっています。アピアランスケアは、町民が、がんやがん治療によって外見が変化しても、この町で安心して今までどおり生活を送り、暮らし続けられる定住を支え、経済的負担の軽減を図る重要な施策と考えます。

本町においても、アピアランスケアの取組として、ウィッグや胸部補整具などの購入費用の助成制度が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

大崎町長

アピアランスケア用品購入費用の助成についての御質問にお答えします。

がん患者の方やがん経験者の方へのアピアランスケアについては、治療に伴う心理的負担の軽減を図るとともに、社会生活上の不安を和らげ、安心して自分らしく生活を送り続けていくための重要な取組であると理解しているところです。

また、がんの治療による外見の変化を補うためのウィッグなどの補整具の購入に対する助成制度については、道内においても実施している自治体が増加していることは認識しています。

補整具の購入費用を助成し、経済的負担を軽減することで、治療と向き合いながら生活する方の社会参加の促進や療養生活の質の維持向上が図られ、心のケアにもつながると考えることから、現在策定を進めている第７期総合計画における取組として検討してまいります。

佐藤議員（再質問）

それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長からアピアランスケア支援の必要性を認識していただいて、第７期総合計画における取組の検討をしていただけるということの前向きなお考えを示していただきました。まずは住民の思いに寄り添いながら、前向きな姿勢を示していただけたことに感謝申し上げます。

その中で、現在、既に取り組んでいる自治体の事業予算なんですけれども、札幌では３，８００万、新得町では１８万、七飯町では５８万、秩父別町では６万、東川町では２５万２，０００。この事業は、ほとんど令和６年、７年からスタートしたところが多くなって、活用もされているということでございました。

それで、本当に今は、がんは本当に３人に１人がかかる、そういう時代でございます。その中で、南幌町でも闘病をしている方は少なくないと思っております。治療後に必要なウィッグなど、保険適用外であり、医療控除も基本的には対象外でございます。価格相場が３万円から１０万円、また、自分の頭に合わせたり、好きなヘアスタイルのセミオーダーでつくると１０万円ぐらいはいたします。このアピアランスケア支援は、がん治療を続けながら生活していく上での不安を軽減して、安心してこの町で暮らし続けられる環境づくりにつながるものだと、そのように私は考えております。特に子育て世代、現役世代の方が移住する中で、たとえがんになったとしても、経済的負担を軽減できる政策でございます。

その中で、３点再質問させていただきたいのですが、これは実施できるということを確信しまして、前提として質問させていただきたいのですが、まず、がん治療中の患者さんというのは、外見の変化に悩んでおります。当事者的には体力的にも精神的にも大きな負担を抱えておられる人が多いと聞いております。それで、脱毛や乳房切除などデリケートな個人情報に触れるために、一般の総合窓口ではなくて、パーテーションで区切られたブースだとか個室で対応する、もしくはプライバシーに配慮した案内を行う必要があると考えております。申請手続きにおける心理的配慮も考えて、丁寧な対応が必要と考えておりますが、そのことを伺います。

それと２点目として、せっかく今後、総合計画でいろいろ検討していただいて制度ができたとしても、必要とする人に届かなければ意味がないと思っております。民間団体の調査などでも、その制度があること自体知られていないという、そういう課題が指摘されております。自治体の広報誌やホームページだけではなくて、地域の病院、さらには地域の美容室などにチラシを置いてもらうなど、治療開始のタイミングで情報が必要な方に必ず届くことというのが大切だと思っています。迅速な周知の考え方をお聞きいたします。

３点目ですけれども、私は２年前、７年間闘病していた乳がんの友人を亡くしました。いつ誰ががんになるか分からない、今そういう状況にいると思います。私はできるだけ早期の実現が望ましいと考えておりますが、そこのところも町長に伺います。よろしくお願いします。

大崎町長（再答弁）

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

現在の国の動向でございますけども、議員御承知のとおり、令和５年３月に第４期がん対策推進基本計画が閣議決定されております。その中で、がんとの共生として、アピアランスケアの取組が推進されることになっております。道内における動向でございますけども、道内では１１．７％、現在２１市町村が実施している状況でございます。また議員言われます、ここ２、３年のうちに事業化している市町村が多いのも特徴的だと捉えてございます。本町における問合せの状況でございますけども、過去に助成制度の有無について電話での問合せが１件寄せられている経過がございます。それと、がん患者に対します個人情報、またはデリケートなことを想定して専門相談室だとかの配置につきましてでございますけども、これまだなかなか制度設計もできておりませんので、制度設計とあわせて、このようなことも検討していく必要があるのかなと思っております。

地域への情報提供でございますけども、当然、町民周知は早くしたほうがいいと思いますけども、これから第７期総合計画の事務事業に取り入れ、制度設計ができ次第、町民周知、予算の措置を行ってまいりたいというように考えてございます。

それと早期実施につきましてでございますけども、現在、町内における対象者数、がん患者の罹患者数というのは統計上難しい状況でございます。また、ウィッグやそういう補整下着の潜在者数もなかなか把握が難しい状況でございます。

道内の先進事例を参考にしつつ、今制度設計をしてまいりたいと考えてございますので、なるだけ早い時期に、実施に向けて検討を進めてまいりたいというように考えてございます。

佐藤議員

ありがとうございました。町長の思いはしっかりと受け止めました。

それで、総合計画の中でしっかり協議していただいて、できるだけ早期実現を目指して頑張っていっていただきたいと思いますので、再々質問はございません。以上です。